

3. 出張（福祉）理容における衛生消毒方法



＜出張理容業務に関する法令＞

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

理容師法 第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

施行令 第4条 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

1. 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
2. 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
3. 第2号のほか、都道府県が条例で定める場合

施行条例 第2条 政令第4条第3号の規定による理容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理容を行う場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合

規則 第4条 条例第2条第2号に規定する知事が認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の衛生確保のために理容の行為を必要とする被災者に対して理容を行う場合
- (2) 理容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合
- (3) 演芸に付随して理容の行為を必要とする者に対して理容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、理容所以外において理容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

理容師法 第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
2. 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
3. その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置

施行条例 第3条 法第9条第3号の規定による理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指のつめは、常に短くし、手指は、作業着手前、客1人ごとに石けん又は消毒液で洗うこと。
- (3) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- (4) 皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは、消毒又は洗浄して常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時有効なものを取り替えること。
- (6) 客の耳孔又は鼻孔は、そらないこと。
- (7) 衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。
- (8) 毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (9) 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- (10) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。
- (11) 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪等の廃棄物の処理を完全に行うこと。
- (12) 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
 - ア 携帯する器具は、消毒を行ったものであること。
 - イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。
 - ウ 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

<出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について>

(平成19年10月4日)

(健発第1004002号)

(出張理容・出張美容に関する衛生管理要領)

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。

2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材

料のシートの上で作業を行うこと。

- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗淨及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

1 作業環境の管理

(1) 作業場内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。

(2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

(1) 洗淨及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。

(2) 使用済みのかみそり(頭髪のカットのみの用途(レーザーカット)に使用するかみそりを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

2 作業中、従業者は清潔な外衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。

3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗淨を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。

6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗淨し、消毒すること。

7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。

8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。

9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。

10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。

12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。

14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等を参考にすること。

15 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知)に準じること。

第7 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

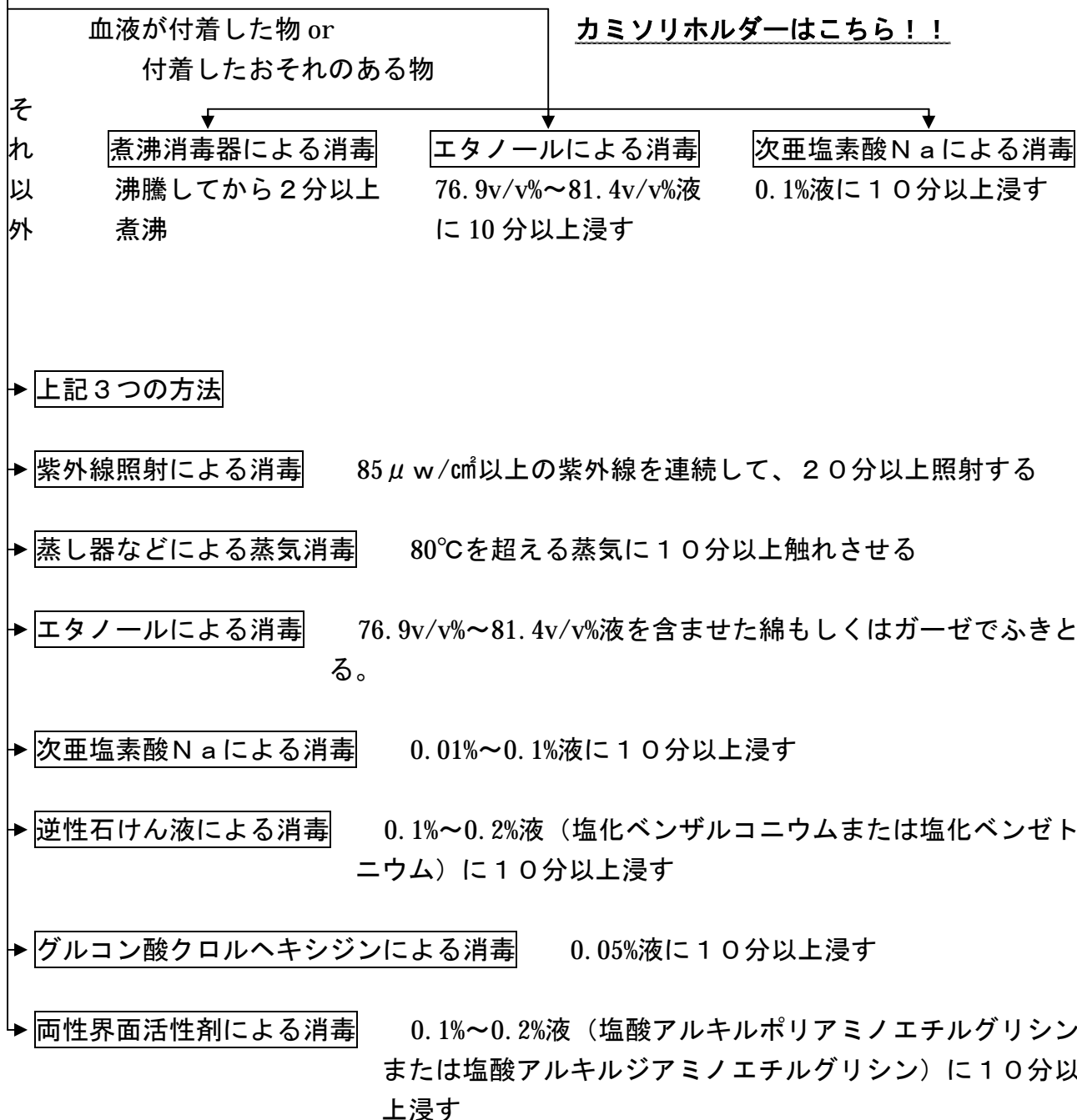
営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

<消毒方法について>



消毒前の洗浄

洗剤を使用してこすり洗いをします。
カミソリホルダーは刃をはさむ内部が汚れやすいので、刃をはずして清掃します。
洗浄後の水分をふき取ります。



3. 出張（福祉）美容における衛生消毒方法

＜出張美容業務に関する法令＞

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

美容師法 第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

施行令 第4条 美容師が法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

1. 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
2. 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
3. 前2号のほか、都道府県が条例で定める場合

施行条例 第2条 政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合

規則 第4条 条例第2条第2号に規定する知事が認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の衛生確保のために美容の行為を必要とする被災者に対して美容を行う場合
- (2) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合
- (3) 演芸に付随して美容の行為を必要とする者に対して美容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、美容所以外において美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
2. 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
3. その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

施行条例 第3条 法第8条第3号の規定による美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。

- (2) 手指のつめは、常に短くし、手指は、作業着手前、客1人ごとに石けん又は消毒液で洗うこと。
- (3) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- (4) 皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは、消毒又は洗浄して常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時有効なものを取り替えること。
- (6) 客の耳孔又は鼻孔は、そらないこと。
- (7) 衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。
- (8) 毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (9) 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- (10) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。
- (11) 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪等の廃棄物の処理を完全に行うこと。
- (12) 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
 - ア 携帯する器具は、消毒を行ったものであること。
 - イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。
 - ウ 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。